

中小企業の経営承継—新法を活用して円滑に

経営コンサル第1部 主任コンサルタント
薄井 聡

昨年10月、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が施行された。①相続税の課税の特例、②民法の特例、③金融支援が3本柱だ。

①は後継者が相続する自社株式の80%について相続税の納税を猶予する。②は自社株式の分散防止に活用できる。③は自社株式の買い取り資金等の調達を支援する。いずれも適切に活用すれば、経営承継をスムーズに進めるための強力な武器となる。

本稿では、しくみがやや複雑な相続税の課税の特例と民法の特例について、例を用いてわかりやすく説明したい。

●相続税の課税の特例～10%減額から80%猶予へ

非上場会社の甲社を経営していたAが、子であるBに事業を承継する例を考えてみよう。BがAから甲社の議決権株式を取得した場合、この特例を使えば、議決権株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される。

非上場株式等に係る相続税の軽減措置は、これまでは課税価格を10%減額するというものであった。この特例は80%減額(・・)ではなく80%猶予(・・)だが、相続時に支払う相続税の納税額は大幅に下がるわけだ。

特例の適用を受けるには、相続後5年間、次の「事業継続要件」をクリアする必要がある。

- ◇ 事業承継人Bが代表者を続けること
- ◇ 雇用の8割以上を維持すること
- ◇ 相続した対象株式を継続保有すること

●民法の特例～自社株式の分散を防止

甲社の経営者Aには、B、C、Dの3人の子がいるとする。経営者Aの所有資産は不動産3億円と甲社株式3億円である(図1)。このうち、すべての甲社株式を後継者Bに生前贈与し、甲社の経営を承継した。

その後、Bの経営努力により、相続時には甲社株式の価値が12億円になっていた。この場合、通常であれば遺留分(相続人に保障された最低限の取り分)を算定する際のAの基礎財産は15億円になるから、C、Dの遺留分は合計で5億円になる。

C、Dは不動産を取得しただけでは遺留分の合計5億円より2億円不足するので、Bは生前贈与を受けた甲社株式のうち2億円相当をC、Dに分けるか、現金などで2億円相当の資産を渡さなければならない。

以上が新法以前の制度である。Bが2億円相当の資産を準備できなけれ

ば、甲社株式が C、D に分散してしまう。

これに対し、経営承継円滑化法の民法の特例のうち「固定特例」では、A から B に贈与された甲社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入する価額を贈与時における価額 3 億円に固定することを、B が C、D と合意しておく。これにより、C、D の遺留分の合計は 2 億円となり、C、D に不動産を取得させることとすれば、B はすべての甲社株式を確保できるのである(図 2)。

